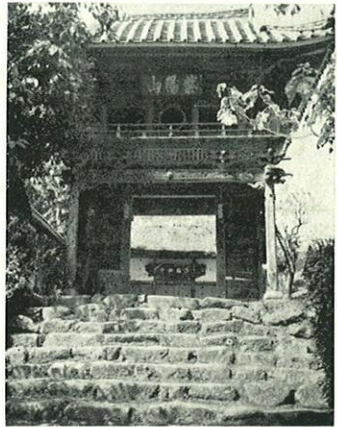


郷土文化めぐり

(玉名市の巻)

穴観音横穴
(国家史蹟)

玉名駅の東北約四軒の小岱山麓に石貴(いしぬき)という部落があり鎮守熊野宮の左側の西南面を向いている懸崖に、三つの横穴古墳があ



る。これは自然石をくりぬいて作られたもので、貴人の遺体を葬った古墳である。古墳時代の一番終り頃発達した横穴のうちで、全国で最も整備した横穴である。三個の横穴が並んでいるが、特に中央横穴は素晴らしく、三体を収容できるようになっている。奥壁には木瓦葺の屋根を岩で作っているが、これは仏教の影響で、当時すでに我国に仏教が渡来していたことを示している。

奥壁に刻まれた千手観音像は白鳳時代(左 千手観音像)



(約千二百年前)のものかと云われ、その前に置かれた十一面観音像の石像は弘仁時代(約千百年前)のものとして云われている。穴観音の名はこれからおこつた。

紫陽山広福禅寺(右の写真)

広福禅寺もまた石貴の地にある。南朝後村上天皇の正平十二年(一二五七)菊池氏が建てたもので、傑僧大智禅師を開祖とする禅寺である。

昭和十四年往時の菊池家の起請文、寄進状、その他(一〇八通四卷)は重要文化財に指定された。

大智禅師は菊池郡穴河鳳儀山に聖護禅寺を建立した。此の時の領主、菊池次郎武時は国中の諸士と不和になり、所々で戦つたが利あらず、聖護師に逃れて和尚に頼んだので、大智は、ひそかに武時を隠して自身で京に上り、奏聞を遂げ、本領安堵の「院旨」を賜つて下向した。

(玉名市教育委員会)

新しい「道路交通法」早わかり

十二月二十日から実施

(その2)

☆車両が歩道に入る場合の制限

車両が歩道に入つてはならないという原則は、いまと同じですが、やむを得ず歩道を横断する場合にも、ガソリンスタンドとか車庫などのような路外の施設、場所に入りやすいためなどやむを得ない場合に限られます。このときでも、歩道の直前で一時停止しうえ歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

(現行法では、やむを得ない必要があれば歩道を横断することができ、この場合は歩行者の安全に注意しながら、徐行すればよいことになっています。)

☆車両の優先順位の規定が一部変わります。

車両と車両の間の通行の優先順位でいまままでとくに変わる点は、緊急自動車や路面電車は、他の規定で優先が明らかとなつていたので除かれること、及び現在普通乗用車と同順位になつていて自動二輪車は一段下の順位に下げられることです。

第一順位 自動車(自動二輪車と軽自動車を除く)

(同順位の車両間の優先順位は、政令)

で定める最高速度の順序によることになつています。例えば、普通乗用車の最高速度は六十キロ、バスは五十キロ(現行)ですから、前者が優先することになります。)

第二順位 自動二輪車、軽自動車

第三順位 原動機付自転車

第四順位 軽車両(自転車、荷車等)

☆並進する場合の通行区分は

道路の片側の幅員が、三メートル以上ある道路では、車両は次のような区分によつて通行することになります。

- ・大型自動車、普通自動車、自動三輪車
- ・トロリーバスは、道路の中央寄りまたは道路の左側部分の中央を
- ・自動二輪車、軽自動車、原動機付自転車は、道路の左側部の中央を
- ・自転車、荷車、リヤカー等の軽車両は一番左側部分を

☆追越しが禁止される場合は

- (一) 前車が他の自動車(またはトロリーバス)を追い越そうとしているとき。
- (二) 追越し越
- (三) 前方の自動車(またはトロリーバス)と並進しているとき。

☆追い越し禁止の場所は

- 交差点○道路のまがりかど附近○上り坂の頂上附近(新設)○勾配の急な下り坂
 - 公安委員会の指定した場所
- (注) この追い越し禁止場所は、軽車両にも適用されます。(警察本部)